

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 3月 1日～ 令和 11年 2月 28日までの3年間

### 2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に制度の周知を図る。

目標2：男性職員の育児休業の取得促進

### <対策>

- 令和 8年 3月～ 職員へのニーズの調査、検討開始
- 令和 8年 5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布などによる全職員への周知